

# 令和6年度 鳥取県会計年度任用職員（人権相談員）採用試験募集案内

◆鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課 人権相談担当◆  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎5階）  
電話(0857)26-7583 <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和6年10月15日（火）～令和6年11月29日（金） ◎持参、郵送どちらでも申込みできます。 ◎郵送の場合は11月29日（金）必着 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和6年12月5日（木） ◎開場時刻 午後0時30分 ◎試験開始時刻 午後1時
試験会場	県庁 第14会議室（鳥取市東町一丁目220番地 議会棟3階）
合格者発表日	令和6年12月9日（月）（予定）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
会計年度任用職員 （人権相談員）	1名	県民からの人権問題に関する相談を受け、傾聴、共感、助言、専門機関の紹介等（各種人権相談機関との連携、いじめ問題の検証に係る事務補助を含む）を行う。	地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課

## 3 受験資格

- (1) 人権尊重の視点から、県民からの相談に豊かな人権感覚と人権問題に関する幅広い知見に基づき、熱意を持って当たることができ、次のいずれかに該当する人で年齢、性別を問いません。
  - ① 事業所や公的機関等で人権擁護に関わる指導又は相談活動の業務に従事した経験がある人
  - ② 社会福祉士、保健師又は教員の資格を有し、社会福祉施設等で実務経験を有する人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。  
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内 容
作文試験	25点	相談員として必要な知識、考え方等についての試験 (約50分)
人物試験	75点	個別面接による人物についての口述試験(約15分)

#### 5 任用期間

令和7年1月1日 ～ 令和7年3月31日(予定)

※ 採用日は採用者と相談の上、採用手続きが可能な日程で決定します。

#### 6 勤務条件(予定)

給 与	<p>○報酬            月額9,570円            ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。            ※上記金額は、現段階における予定額です。            採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。            (以下の項目も同様)</p> <p>○費用弁償(通勤手当)            通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。(届出のあった翌月から支給)            交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。            自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象            ※加入条件を満たす場合に限りです。</p>
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇            任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等            公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。            ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び 勤務時間	<p>1か月17日            午前8時30分から午後5時15分まで</p>
任 用 の 期 間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります(再度の任用4回まで)。</p>

## 7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書（受験票含む） 1部 ※受験票に顔写真を貼付すること。 (2)履歴書 1部（JIS規格。写真貼付は不要。） (3)職務経歴書 1部（応募動機及び履歴に関する具体的な職務内容、従事年数、実績等を記載したもの。A4縦長横書とし、冒頭に表題（「職務経歴書」）と氏名を記入すること。） (4)受験票返信用封筒（受験票返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること） ※持参による申込者は、(4)は不要です。
申込先	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課人権相談担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎3階） 電話(0857)26-7583 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken">https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken</a>
受験票の交付	◎持参による申込者には、受験票をその場で交付します。 ◎郵送による申込者には、受験票を返送しますが、令和6年12月4日(水)までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。  
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

### 【申込書及び受験票の記載方法】

- 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。
- パソコン能力欄には、該当する項目を選んで○を記入してください。
- 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。可否の連絡を受けやすい固定又は携帯電話の番号及び希望時間帯も記入してください。
- 試験結果通知宛先欄は、試験結果通知受取先（確実に到着する場所）の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。

## 8 合格者の決定方法

作文試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に合格者1名及び補欠合格者若干名を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 9 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	鳥取県地域社会振興部 人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 (県庁本庁舎5階)

## 11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- 受験の際は、運転免許証等写真によって受験者本人が確認できるものを持参してください。（証明書について御不明の場合は御相談ください。）
- 筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

